

# 平成18年 雇用保険法

〔問 6〕 就職促進給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 就職促進給付には、就業促進手当、移転費、広域求職活動費の3つがある。
- B 受給資格者が、離職後、待期の期間内に、厚生労働省令で定める安定した職業以外の職業に就いた場合、就業促進手当の1つである就業手当が支払われることはない。
- C 基本手当の所定給付日数について雇用保険法第22条第2項に規定する「厚生労働省令で定める理由により就職が困難なもの」に該当しない受給資格者であっても、就業促進手当の1つである常用就職支度手当の支給を受けることができる場合がある。
- D 移転費の支給を受けた受給資格者が、公共職業安定所の紹介した職業に就かなかつた場合、その事実が確定した日の翌日から起算して10日以内に移転費を支給した公共職業安定所長にその旨を届け出るとともに、その支給を受けた移転費に相当する額を返還しなければならない。
- E 訪問事業所の事業主から求職活動費が支給される場合、その額が所定の基準により計算した広域求職活動費の額の100分の80に相当する額以上であれば、広域求職活動費は支給されない。

平成18年 雇用保険法 試験問題の正答	択一式						
	1	2	3	4	5	6	7
	B	E	A	B	E	E	D